

議案第16号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日 提出

境港市長 伊達憲太郎

## 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条中「生理休暇」を「健康管理のための休暇」に、「障害」を「障がい」に改める。

第15条を次のように改める。

（健康管理のための休暇）

第15条 職員が、生理日又は更年期障がいにより勤務することが著しく困難であると認められる場合は、次に定める期間の健康管理のための休暇を受けることができる。

（1）生理日において勤務することが著しく困難であるとき その都度必要と認められる期間

（2）更年期障がいのため勤務することが著しく困難であるとき 1年度において5日以内

第15条の5（見出しを含む。）中「障害」を「障がい」に改める。

第18条の3第2号及び第3号中「の障害」を「の障がい」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 健康管理のための休暇の新設（第11条、第15条関係）

更年期障がいのために勤務が困難な場合について、1年度につき5日以内の休暇を新設するとともに、生理休暇の名称を変更し、新たに健康管理のための休暇とする。

### 2 障がいの表記の改正（第11条、第15条の5、第18条の3関係）

条例中の「障害」の表記を「障がい」に改める。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 17 号

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

境港市個人番号の利用等に関する条例（平成27年境港市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条及び第3条第2項中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第3条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「番号法」を「番号利用法」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 法律の改正に伴う整理（第1条、第2条、第3条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の改正に伴い、法の略称変更及び法別表第2の廃止による引用規定の改正を行う。

### 2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

議案第18号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日 提出

境港市長 伊達憲太郎

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(境港市監査委員条例の一部改正)

第1条 境港市監査委員条例（昭和38年境港市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

(境港市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 境港市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

(境港市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 境港市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和4年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 法律の改正に伴う整理（第1条、第2条及び第3条関係）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、同法の条項を引用している関係条例の条ずれについて整理する。
  
- 2 施行期日  
令和6年4月1日

議案第19号

境港市婦人相談員の定数等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

境港市婦人相談員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市婦人相談員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

境港市婦人相談員の定数等に関する条例（昭和41年境港市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

境港市女性相談支援員の定数等に関する条例

第1条及び第2条中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 法律の施行に伴う用語の整理

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行により「婦人相談員」が「女性相談支援員」に名称が変更となるため、用語の整理を行う。

### 2 施行期日

令和6年4月1日

議案第20号

境港市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日 提出

境港市長 伊達憲太郎

## 境港市介護保険条例の一部を改正する条例

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「38,200円」を「34,400円」に改め、同項第2号及び第3号中「55,800円」を「53,500円」に改め、同項第9号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同項第10号中「137,700円」を「145,300円」に改め、同号ア中「500万円未満」を「520万円未満」に改め、同項第11号中「145,300円」を「160,600円」に改め、同号ア中「600万円未満」を「620万円未満」に改め、同項第12号中「153,000円」を「175,900円」に改め、同号ア中「800万円未満」を「720万円未満」に改め、同項第13号中「168,300円」を「183,600円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,000円」を「21,400円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,000円」を「21,400円」に、「38,300円」を「38,200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,000円」を「21,400円」に、「53,600円」を「53,100円」に改める。

第13条中「世帯主」を「世帯主その他その世帯に属する者」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の境港市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 保険料率及び所得段階別区分の改定（第2条関係）

1号被保険者間での所得再分配機能を強化するため、高所得者（第9段階から第13段階まで）の段階を区分する基準所得額及び保険料率の引き上げ並びに低所得者（第1段階から第3段階まで）の保険料率を引き下げる改定を行う。

段階	改正前		改正後	
	対象者	保険料額	対象者	保険料額
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	公費軽減前 38,200円 ↓ 公費軽減後 23,000円	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	公費軽減前 <u>34,400円</u> ↓ 公費軽減後 <u>21,400円</u>
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	公費軽減前 55,800円 ↓ 公費軽減後 38,300円	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	公費軽減前 <u>53,500円</u> ↓ 公費軽減後 <u>38,200円</u>
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	公費軽減前 55,800円 ↓ 公費軽減後 53,600円	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	公費軽減前 <u>53,500円</u> ↓ 公費軽減後 <u>53,100円</u>
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	130,000円	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>320万円</u> 以上 <u>420万円</u> 未満の人	130,000円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	137,700円	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満の人	<u>145,300円</u>
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	145,300円	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満の人	<u>160,600円</u>

第12段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が600万円 以上800万円未満の人	153,000円	本人が市民税課税で、 合計所得金額が <u>620万円</u> 以上720万円未満の人	<u>175,900円</u>
第13段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が800万円 以上の人	168,300円	本人が市民税課税で、 合計所得金額が <u>720万円</u> <u>以上</u> の人	<u>183,600円</u>

## 2 施行期日

令和6年4月1日



議案第 21 号

高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例制定について

高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例

高齢者住宅整備資金貸付条例（昭和49年境港市条例第13号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 条例の廃止

高齢者住宅整備資金貸付事業は、貸付対象者からの償還が令和3年度末で全て終了し、平成25年度以降新規の貸付申込みもないこと等から当該事業を廃止することとし、高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する。

### 2 施行期日

令和6年4月1日

議案第 22 号

境港市消費生活センター条例の一部を改正する条例制定について

境港市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市消費生活センター条例の一部を改正する条例

境港市消費生活センター条例（平成28年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「含む。）」を「含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 消費生活相談員の資格要件の緩和（第5条関係）

本市の消費生活相談室に配置する消費生活相談員の要件について、有資格者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を追加する。

### 2 施行期日

令和6年4月1日

議案第23号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日 提出

境港市長 伊達 憲 太 郎

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

名 称	建設年度	所 在 地	構造別	備考
誠道団地	昭和42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	5戸
渡団地	〃 43	境港市渡町1922番地1	〃	4戸
渡団地	〃 44	境港市渡町1876番地	〃	8戸
中野団地	〃 44	境港市中野町5450番地	〃	6戸
渡団地	〃 46	境港市渡町1865番地	〃	8戸

」を

名 称	建設年度	所 在 地	構造別	備考
渡団地	昭和43	境港市渡町1922番地1	準耐平屋	4戸
渡団地	〃 44	境港市渡町1876番地	〃	8戸
渡団地	〃 46	境港市渡町1865番地	〃	8戸

」に、

誠道団地	〃 4	境港市誠道町225番地1	〃	5戸
------	-----	--------------	---	----

」を

誠道団地	〃 4	境港市誠道町225番地1	〃	5戸
誠道団地	〃 5	境港市誠道町225番地1	〃	5戸

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



(参 考)

主 な 内 容

1 公営住宅の一部廃止（別表第1関係）

誠道団地（昭和42年度）及び中野団地を廃止する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数	
			現 行	改正後
公営住宅	誠道団地	昭和42年度	5	0
	中野団地	昭和44年度	6	0

2 公営住宅建設に伴う追加（別表第1関係）

誠道団地を追加する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数
公営住宅	誠道団地	令和5年度	5

3 施行期日

令和6年4月1日